

**令和 7 年度「イクボス・女性活躍企業拡大促進事業」
企画運営業務 提案競技実施要領**

令和 7 年 4 月 1 0 日

1. 提案競技に付する事項

- (1) 業 務 名
令和 7 年度「イクボス・女性活躍企業拡大促進事業」企画運営業務
- (2) 契約期間
契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日（火）まで
- (3) 業務期間
契約締結日から令和 8 年 3 月 2 4 日（火）まで
- (4) 業務内容
別添令和 7 年度「イクボス・女性活躍企業拡大促進事業」
企画運営業務委託仕様書（「以下、仕様書」という。）のとおりに
要する費用を含む。）が含まれる。
- (5) 委託料上限額
7,388 千円（消費税及び地方消費税を含む）
※上記金額には、本業務を実施するために必要となる全ての経費（島根県との打合せ
に要する費用を含む。）が含まれる。

2. 参加資格

この企画提案競技に参加できる者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 単独の法人若しくは複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) 単独の法人での参加は、島根県内に本店、支店又は営業所を有する法人（以下、「県内法人」という。）であること。コンソーシアムの構成員での参加は、構成員のうち 1 以上は県内法人であること。
- (3) 単独の法人又はコンソーシアムの構成員は次に掲げる要件のすべてを満たしていること。
 - ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
 - ② 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の各号に該当すると認められる事実があった後 2 年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - ③ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - ④ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
 - ⑤ 島根県の区域内に事業所を有する者にあつては県税の、島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては主たる事務所の所在地の都道府県における都道府県税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
 - ⑥ 複数のコンソーシアム構成員になって参加し、また、単独の法人として参加するなど、重複参加していないこと。
 - ⑦ 島根県の「建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱」又は「物品の

製造の請負、売買等に係る入札参加資格者指名停止措置要領」に基づく入札参加指名停止措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

⑧民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続き開始の申し立てまたは、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと。

⑨宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

⑩暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

3. 募集に関するスケジュール等

事業の委託にあたり、企画提案競争参加者から事前に参加表明書を徴して、資格の有無を審査し審査の結果を通知するとともに、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出を要請する。

(1) 募集期間	令和 7 年 4 月 10 日（木）～5 月 16 日（金）17 時 ※本企画提案に係る各様式は、島根県女性活躍推進課のホームページで閲覧、ダウンロードできるほか、下記の提出先及び問い合わせ先で配付する。
(2) 企画提案の参加表明書の提出	企画提案に参加する者は、参加表明書（様式 1）及び添付資料を令和 7 年 4 月 18 日（金）17 時まで持参または郵送により 1 部提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、9 時から 17 時（土・日・祝日は除く。）までとし、郵送の場合は、郵便書留による必着に限る。
(3) 参加資格通知郵送予定日	令和 7 年 4 月 21 日（月）
(4) 質疑の受付期間	質疑がある場合は、企画提案質問書（様式 2）により、令和 7 年 4 月 28 日（月）17 時まで持参または電子メールにより提出すること。
(5) 質疑の回答予定日	令和 7 年 5 月 2 日（金）頃
(6) 質疑の回答方法	・企画提案の参加資格があると通知した者に対して、各参加者の質疑をとりまとめてすべて同じものを回答する。 ・参加表明書に記載された連絡担当者に対してメールにより送信するので、必ずメールアドレスを記載すること。 ・メールアドレスの誤記載及び各社内で受信したものの伝達の不備等により生じた不利益については関知しない。
(7) 企画提案書の提出	企画提案への参加資格があると通知された者は、令和 7 年 5 月 16 日（金）17 時まで、企画提案書を提出すること。 ※企画提案書の作成及び提出方法等の詳細は下記 4 を参照

(8) 企画提案競争への参加辞退	参加表明書（様式 1）を提出した後、提案競技への参加を辞退する者は、企画提案競技参加辞退届（様式 3）を令和 7 年 5 月 13 日（火）までに持参または電子メールにより提出すること。
(9) 審査予定日	令和 7 年 5 月下旬予定（書面審査）
(10) 契約候補者の決定	令和 7 年 5 月下旬予定
○提出先及び問い合わせ先 島根県政策企画局女性活躍推進課 田邊、樋口 〒690-8501 松江市殿町 1 番地（島根県庁本庁舎 2 階） TEL：0852-22-5245 FAX：0852-22-6155 E-mail：josei-katsuyaku@pref.shimane.lg.jp	

4. 企画提案書の作成、提出方法等

(1) 作成方法	- 企画提案書は任意様式により作成すること。 - 提案書の表紙には「令和 7 年度「イクボス・女性活躍企業拡大促進事業」企画運營業務」と記載し、併せて提案者名（コンソーシアムの場合はすべての構成法人又は個人名）を記載すること。
(2) 提出方法	6 部提出すること。 - 令和 7 年 5 月 16 日（金）17 時までに持参または郵送により提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、9 時から 17 時（土・日・祝日は除く。）までとし、郵送の場合は、郵便書留による必着に限る。
(3) その他の書類	- 直近 2 年間に於いて、類似の事業実績があれば添付すること。（実施年度、事業名、事業概要、参加者数、契約額（千円、税込）、発注者等） - 見積書を 1 部提出すること。 - また、見積書の写しを企画提案書（6 部）にそれぞれ綴り込むこと。

(4) 企画提案等に係る留意事項	・参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。 ①提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの ②記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの ③記載すべき事項以外の内容が記載されているもの ④虚偽の内容が記載されているもの ・企画提案に係る経費は、単独の法人による参加はその法人に対して、コンソーシアムによる参加は代表法人に対して、1 提案あたり 10,000 円（消費税等含む）を支給する。ただし、受託者及び資格審査により参加資格のないとしたものに対しては支給しない。企画提案にかかる経費は、受託者が決定した後、参加表明書に記載された銀行口座へ振り込む。 ・複数の企画提案は認めない。 ・提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。 ・企画提案の採否は、文書により通知する。 ・採用した提案は、内容の一部を変更する場合がある。 ・本要領に基づき提出された書類は返還しない。
------------------	---

5. 審査方法等

(1) 審査方法	・審査会において、次項の評価基準に基づき審査を行い、業務の内容に最も適する企画提案を提出した者を本業務の契約候補者として選定する。 ・審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、契約候補者を選定しないことがある。
(2) 審査内容	① 業務に対する理解度及び業務の基本方針 「イクボス」や「女性活躍」の推進について理解があり、事業の目的を理解した上で、提案内容の方針・方向性は適切なものであるか。全ての事業が一体的かつ効果的な内容となるような提案がされているか。 ② 企画内容 セミナー等の内容は、到達目標を達成するのに適切かつ効果的なものであるか。参加者の興味を引き出し、効果を高めるような工夫がなされているか。 また、提案者の創意工夫による提案があるか ③ 業務遂行能力 当業務を遂行するに十分な能力や経験をもった責任者が配置されており、提案内容を実現できるだけの体制が整っているか。 また、直近 2 年間に於いて、類似業務の実施実績を複数有しており、そのノウハウ経験等を十分に生かせることが期待できるか（目的等を同じくするセミナー等や実施方法が類似するセミナーの実施実績があるか。） ④ 発信性 周知方法は効果的であり、十分な参加者を見込めるか。 また、情報発信の工夫がなされ、機運醸成につながる内容となっているか。 ⑤ 経費 委託費は適切に見込まれているか。

	⑥ その他 「しまね女性の活躍応援企業」登録企業又は「しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）」認定企業については、「女性の活躍推進に向けた県内事業者の受注機会の増大に関する取組方針」により加点を行う。
(3) 応募者への採否通知	審査会実施後、提案者全員に通知する。

6. 契約手続等

(1) 委託料上限額	7,388 千円（消費税及び地方消費税を含む） ※上記金額には、本業務を実施するために必要となる全ての経費が含まれるとともに、島根県との打合せに要する費用を含む。
(2) 契約方法	契約予定事業者と協議の上、委託料上限額の範囲内で委託契約を締結する。契約締結にあたっては、契約書を作成するものとする。 最終仕様の決定に際し、企画提案の一部を変更する場合がある。
(3) 委託料の支払	原則、精算払とする。 ただし、契約に基づき、契約金額の4割以内を前金払することができる。 なお、前金払の金額及び時期については、業務の内容、性質等からその必要性を十分検討した上で、決定する。
(4) 一括下請け及び再委託の禁止	業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
(5) 契約保証金	契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。
(6) 個人情報の保護	本業務の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。